

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 50

平成 14 年 3 月



住宅性能表示制度

(財)宮城県建築住宅センター

建築安全課 嶋田博美

住宅性能表示制度の目的

住宅性能表示制度は、平成12年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、同年10月にスタートした制度で、住宅の性能に関する表示の適正化を図るための共通のルール（表示の方法、評価の方法の基準）を設け消費者による住宅の性能の相互比較を可能にし、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件と住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るためにできた制度である。

住宅性能表示制度の概要

住宅の性能を評価し表示するための基準や手続きが定められており、性能の評価は、客観的に性能を評価できる第三者機関を指定住宅性能評価機関として国土交通大臣が指定をする。

指定を受けた機関は、申請に基づき、評価方法基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果を住宅性能評価書として交付する。

評価書には、設計図書段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た建設住宅性能評価書との2種類があり、それぞれ法律に基づくマークが表示される。この評価書やその写しを、新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付すると、住宅性能評価書の記載内容を契約したものと同みなされる。

評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する住宅紛争処理機関（各地の弁護士会）に紛争を申請することができる。紛争処理機関は、裁判によらず住宅の紛争を円滑、迅速に処理するための機関だが、評価書が交付された住宅の紛争であれば、性能評価書の記載内容だけでなく、請負契約・売買契約に関する当事者間のすべての紛争の処理を扱う。ただし、評価を依頼する

かどうかといった点については、住宅を取得しようとする方や、住宅生産者、販売者などの任意の選択に委ねられる。

評価内容

日本住宅性能表示基準で取り上げた性能表示事項は29あり9つの分野に区分される。

基準は、新築住宅（戸建て住宅、共同住宅）を対象とし（中古住宅は14年度中に施行予定）一戸建ての住宅には適用されず共同住宅等のみに適用されるものや、特定の地域のみ適用もの、選択制のものがある。

性能表示事項は、等級は数値などで表示され、数値が大きいほど性能が高いことを表すように設定しているが、性能の高いことがただちにどの居住者にとっても最適なものになるとは限らない。自らのライフスタイル、工事費、地域の気候・風土、デザインや使い勝手など、基準の対象となっていない個別の事情などを考え合わせて、性能の最適な組み合わせを選択することが重要である。

表示事項には、建築物の最低限の水準を定める建築基準法の規制内容と重複する事項と、独自に定める事項とがあり、建築基準法に定める基準に適合するものの、特にこの性能を大きく上回るものがない住宅については「等級1」と評価を受けることになる。建築基準法で定める基準を下回る住宅については違法となるので住宅性能評価を交付することはできない。

検査は3階建て以下の住宅の場合、原則として4回現場に立ち入って検査をし、4階建て以上の住宅は、階数に応じて検査の回数が増加する。

日本住宅性能表示基準

1. 構造の安定に関すること

柱や梁、主要な壁、基礎などの構造躯体の強さを評価し、地震、暴風、積雪の3種類の力の作用がどの程度大

きくなるまで、傷を受けたり壊れたりしないかを、等級により評価する。

2. 火災時の安全に関すること

火災時に安全な避難を確保するための対策と延焼を防止するための対策を取り上げ等級により評価する。

3. 劣化の軽減に関すること

住宅に使用される材料の劣化の進行を遅らせるための対策がどの程度講じられているかを等級により評価する。

4. 維持管理への配慮に関すること

建物内の給排水管とガス管等の点検や清掃、補修のしやすさを等級により評価する。

5. 温熱環境に関すること

構造躯体の断熱・気密化・冬期の日射の採入れ効果、夏期の日射を遮蔽する対策など、住宅本体の効果について等級により評価する。

6. 空気環境に関すること

住宅室内の換気や代表的な化学物質の濃度を低減するための対策がどの程度講じられているかをとり上げ、建材の選定と換気方法を評価する。

化学物質のホルムアルデヒドは、住宅室内での健康への影響(シックハウス問題)の原因として指摘されている。居間、寝室などに使用される内装材や、これらの部屋に面する押入、作り付け家具などに使用される建材を対象として、ホルムアルデヒドの放散量を等級により評価する。

7. 光・視環境に関すること

住宅の窓などの開口部には、日照、採光、通風といっ

た物理的效果に加えて、眺望、開放感、やすらぎの享受といった心理的なものがあり、居室の開口部の面積と位置についての配慮を評価する。

8. 音環境に関すること

共同住宅の床・壁の遮音性や、戸建て住宅の外壁に設ける窓の遮音性を高める対策が、どの程度講じられているかを等級により評価する。(評価を受けるか受けないかは選択制)

9. 高齢者等への配慮に関すること

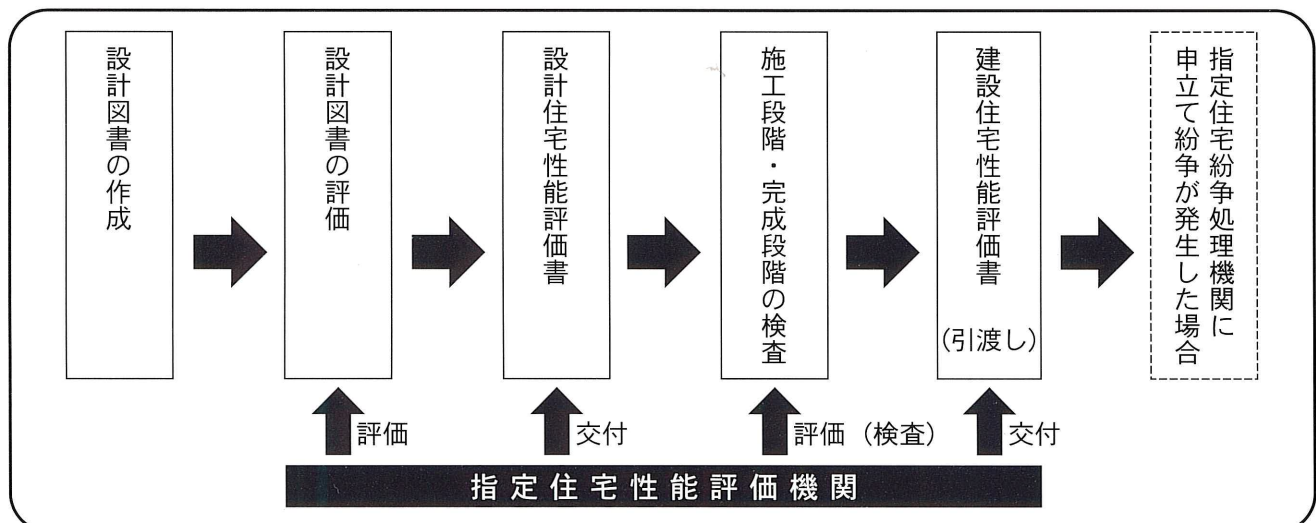
高齢者等への配慮のために必要な対策が、住戸内でどの程度講じられているかを評価するもので、移動時の安全性と介助の容易性の2つの目標を達成するための構造又は設備等を等級により評価する。

住宅性能表示のこれからの方向

住宅性能表示制度がスタートして一年半になります。しかし、その普及はけっして順調とはいえないのが現実です。国土交通省では、平成17年度には新築住宅の50%までに上げる方針でありますが、単に一つの行政施策にとどまらず、住宅産業の構造を性能や品質といった住宅そのものの価値を軸に、消費者の視点をもって展開していくことが求められているのではないかと思います。

本県でも住宅性能表示普及協議会を軸にしてこの制度を普及すべく講習会等を開催して、普及・啓蒙活動を図っている。

◆ 住宅性能表示制度による性能評価の流れ ◆



杜の都環境市民チャレンジ事業

仙台市環境計画課

課長 佐藤 正基

仙台市の環境行政の基本方針

仙台市では、環境の保全と創造に関する基本理念とそれに基づく新たな環境行政の枠組みを示した「仙台市環境基本条例」を平成8年3月に制定しました。

翌平成9年3月には、仙台市環境基本条例に基づく環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画として「杜の都環境プラン」を策定しました。

その中で、仙台市が目指すべき都市の全体像を「杜にまなび、杜といきる都」とし、環境面から見た目指すべき都市像として次の4つを掲げました。

「杜」にまなび、「杜」といきる都

環境負荷の少ない循環型の都市

都市と自然との調和を図り環境の恵みを持続的に享受することができる都市、すなわち、持続的に発展が可能な都市を目指します。

自然生態系を重視する都市

仙台の自然特性を保ち、生物の多様性が確保される都市を目指します。

地域の多様性・個性を生かしていく都市

市民が身近な地域に愛着を持ち、地域住民によるまちづくりが行われる都市を目指します。

生活環境が健康で安全かつ快適に保たれる都市

公害のないことはもちろん、より質の高い生活環境が確保される都市を目指します。

さらに、それぞれの都市像を実現させるためには、環境に配慮したくらしや企業活動を社会に定着させていく必要があることから、「新しいくらしをつくる」ための施策として次の2つを位置付けました。

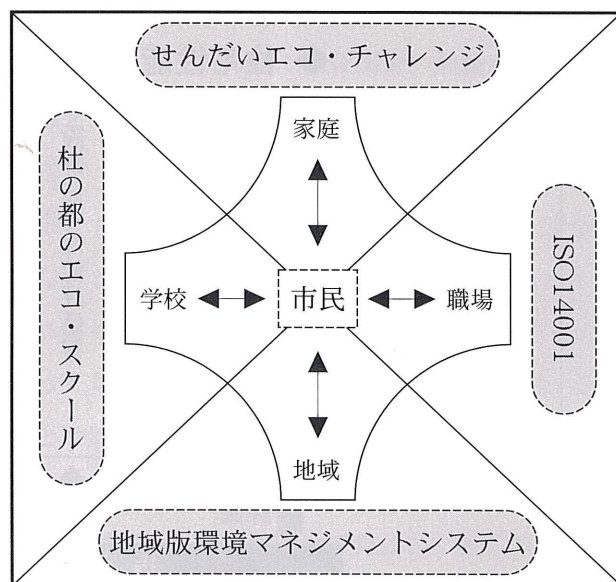
新しいくらしのスタイルをつくる

新しいくらしづくりを支援し、推進する

杜の都環境市民チャレンジ事業

「杜の都環境市民チャレンジ事業」は、市民・事業者・行政に環境負荷の少ない新しいくらしのスタイルを実践してもらうための重要な施策の一つであり、全ての市民が、様々な日常生活の場において、その場に適した環境マネジメントシステムに関わることで、常に環境に配慮した行動をとることができる社会を構築しようというものです。

具体的には、生活の場である「家庭」においては仙台市独自の環境配慮システムである「せんだいエコ・チャレンジ」に、また、「仕事の間」では国際規格の環境マネジメントシステムである「ISO14001」に取り組んでもらい、子どもたちには学校版ISOともいわれる「杜の都のエコ・スクール」（平成15年度から実施予定）に取り組んでもらおうというものです。これにより、市民は、以下のように様々な環境配慮システムに関わるできるようになります。



せんだいエコ・チャレンジ

「せんだいエコ・チャレンジ」は、下のポスターのとおり、



環境問題解決のヤクにたち、無駄を減らしてトクになり、環境にやさしい生活がクセになる仙台市独自のシステムで、「杜の都環境市民チャレンジ事業」の一環として、昨年の7月から"家庭"向けに普及を進めているものです。

現在（平成14年2月末）、1,800人の市民にチャレンジいただいております。是非、読者の皆様方にもチャレンジいただければと思っております。

チャレンジいただくに当たりましては、

① まず、市民利用施設等に置いてある「初級チェックシート」(右上)を入手願います。

さあ！はじめよう！
エコ・チャレンジ

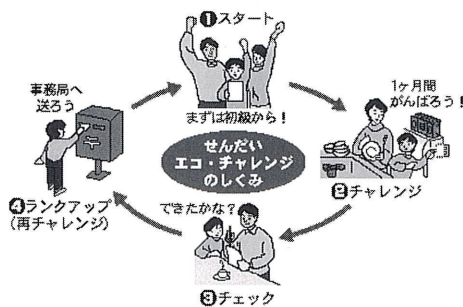
初級

エコ・チャレンジお助け情報

●チェック項目のひとくち解説

- 1 節電の目安として17時～19時の間は、照明は必要最小限にします。
- 2 冷蔵庫の扉を開け閉めを減らし、庫内温度を一定に保ちます。
- 3 洗濯機は1回10kg以上洗濯する場合は、2回に分けて洗濯します。
- 4 トイレは便器の掃除を毎日行い、便器の掃除は毎日行います。
- 5 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。
- 6 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。
- 7 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。
- 8 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。
- 9 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。
- 10 トイレの便器は、毎日掃除機をかけるようにします。

- ② チェック項目に沿って、1ヶ月間チャレンジし、
- ③ 1ヶ月後、自己採点していただきます。
- ④ 採点したシートを事務局（せんだいエコ・チャレンジ実行委員会事務局(仙台市環境計画課内)）へ郵送いただき、
- ⑤ 合格点以上ですと、上のランクに上がります。
(ランクは初級・中級・上級の3つあります)
(合格点に満たないと、再度初級にチャレンジいただくこととなります。)



※ 仙台市のHP (アドレス: <http://www.city.sendai.jp>) からでも参加できますので、多くの皆さんの

参加をお待ちしております。

今後の展開

現在、企業においては、「ISO14001」の取得が必須になりつつあり、仙台市でもその取得を支援するために毎年セミナーの開催などを行っております。しかし、市内企業の多数を占める中小企業にとりましては、取得に当たっての人的・経費的な負担が予想以上に大きく、ISO14001に準拠しつつも企業にとってさほど負担とならない独自の企業向け環境マネジメントシステムを構築する必要があるのではないかと考えていたところでございます。そこで、昨年末から、宮城県、企業やNPO等の方々の協力を得て、企業向けのシステムを検討しているところございまして、15年度内には本格的に普及させることができると考えております。

14年度からは「(仮称)杜の都のSchool ISO」が実施され、15年度内に企業向けの環境マネジメントシステムが稼働いたしますと、「環境負荷の少ない循環型の都市」にまた一歩近づくものと楽しみにしております。

こどもエコクラブ 「柴田おもしろ探検隊」

柴田町保健環境課

課長 和田 郁夫

こどもエコクラブとは、次世代を担う子供達が、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境の保全と創造に関する学習や具体的な取り組み・活動が展開できるよう支援することを目的として、平成7年から開始された環境省の事業です。平成12年度は、全国で約4,300クラブ、75,000人の小・中学生が登録しており、各クラブがそれぞれ多様な環境活動を展開しています。

我が柴田町でも、平成9年度にこどもエコクラブ「柴田おもしろ探検隊」が結成され、今年で5年目を迎えます。現在登録している隊員数は、町内の小学生25名で、子供達の活動を支援、指導していくサポーターも含めると53名に上ります。

この「柴田おもしろ探検隊」は、「自然と楽しく遊び大切にする気持ちを持とう!」をテーマとし、自然観察、歴史観察、工作、実験等の活動を毎月1回ほど行いながら、環境問題に取り組んでいます。

発足当初の平成9年度から11年度にかけては、環境問題を身近に体験することを目的とした「阿武隈川探検隊」を組織し、町内を流れる川の一つである阿武隈川の源流・中流・下流を訪れ、流域の自然環境や河川の持つ多様な表情と触れ合いました。この中では、CODパックテストを使った水質調査、環境指標生物の観察、鳥類観察、カヌー体験、空き缶を利用したピンホールカメラ撮影会など、楽しみながら学べる体験型環境学習を重視した内容が組み込まれました。また、五感を使った体験として企画された、源流の水と水道水の水との飲み比べでは、源流の水のおいしさに驚く子供達がたくさんいました。



平成12年度からは、町内を流れるもう一つの川である白石川についても調査を開始し、今年度は、下流域でEボート体験、水質調査、魚類調査、鳥類観察を実施しました。Eボートとは、子供から高齢者まで、誰もが簡単に操作できる10人乗りの手漕ぎボートのことです。流域の人々がエコライフを楽しむことを意図したもので、交流ボート（Exchange Boat）の通称であります。ボートに乗って見る川の景色は、岸から見て想像していたものとは違う別世界であり、土手が周囲の騒音を遮るので非常に静かであり、観察に集中することができたと好評でした。特に間近で見る鳥の姿には、多くの子供達が感動していました。しかし、岸から見る

ときれいに見えた川も、船の上から見ると川に多くのゴミやタイヤが沈んでいて、川の汚れがよくわかり、がっかりしたと答える子供もいました。



この身近な河川に触れ合う企画は、子供達にとって柴田町の歴史、産業に大きな影響を与えてきた白石川・阿武隈川について、また、水環境の保全について考えるよい機会となりました。

このような幅広い活動を支え、子供達に多くの体験を与えるのは、専門的知識を持ったサポーターの協力によってこそ可能であり、その力は今年度実施された里山での観察会と国立南蔵王野営場での森林を利用した自然観察にも生かされました。

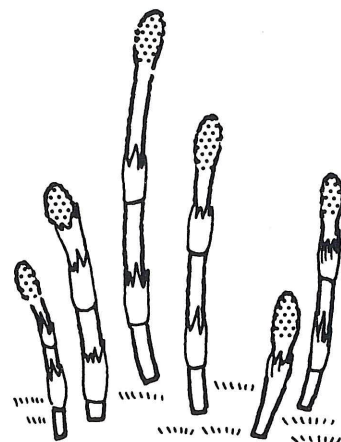
この里山での観察会は、地元の人工林・雑木林や道端の植物観察、タケノコ掘りの体験を食べられる植物という観点で実施しました。食べられる植物の多さに子供達は、びっくりしており、それを探し当てることに目を輝かせていました。この日採集したものは、近くの公園で天ぷらなどに調理され、里山の恵みを満喫しました。

また、この2月には、国立南蔵王野営場で雪上の動物の足跡や厳しい冬を生きる動物たちの食痕を見つけることで、どのような動物が生活しているのかを推察する「アニマルトラッキング」を実施しました。動物の足跡や尿の跡、木の皮を剥いだ食痕を見つけると子供達は、興奮を抑えきれない様子でした。

こうした多岐にわたる活動や、調査した結果は、壁新聞などにまとめ、様々な場所で発表、展示して

きました。平成10年、12年には、県の代表として「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に参加しました。全国各地から集まった他のクラブと意見や情報の交換をし、交流を深めることができたことは、素晴らしい経験となり、それ以後の活動に大きな影響を与えました。また、去年は、これまでのユニークな活動が認められ、「第8回コカコーラ環境教育賞奨励賞」を受賞しました。この他、去年の10月には、岡山市で開催された「川に学ぶ体験活動交流会」に参加し、発足当初より続けてきた阿武隈川、白石川での活動を発表しました。この交流会での発表は、同様に川に関わる活動を実施している多くの団体から高い評価を受け、今後の活動に対する助言も数多くいただくことができ、大きな成果を得ることができました。

このように地元の住民による体験型環境学習の企画提供により、子供達は、楽しみながら活動に参加することを通じ、環境問題を身近に体験し、関心を持つことで環境を守る事の大切さを実感し、自然に対する豊かな感性をはぐくんでいます。また、子供達だけではなく、他の地域住民の環境に関する意識へも確実に影響を与えています。町としても、地元住民による「柴田おもしろ探検隊」の活動には大きな期待を寄せており、今後とも応援していきたいと考えております。



お知らせ

遊泳用プールの衛生基準の改訂について（健発第774号 平成13年7月14日）

改訂の概要は以下に示す通りです。

1. 水質基準について

	新	旧
(1) 濁度の基準値	2度以下であること	3度以下であること
(2) 大腸菌群数の基準値	検出されないこと	100ml中の最確数が5を越えないこと
(3) 一般細菌の基準値	200 CFU/ml 以下であること	規定なし
(4) 総トリハロメタンの基準値	暫定目標値として概ね0.2mg/l 以下が望ましいこと	規定なし
(5) 遊離残留塩素の測定方法	オルト・トリジン法を削除したこと	—

2. 施設基準について

	新	旧
(1) 排水設備	排水口等における遊泳者等の吸い込みを防止するための措置を具体的に示したこと。	—
(2) 浄化設備	循環濾過装置の出口に濁度の検査のための採水栓又は測定装置を設けることとしたこと。 また、その場合の基準値を0.5度以下（0.1度以下が望ましい）と定めたこと。	規定なし

3. 維持管理基準について

	新	旧
(1) 遊離残留塩素の測定	少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上（このうち1回は遊泳者のピーク時に測定することが望ましい）に改めたこと。	毎日2回以上測定を行う。
(2) 気泡浴槽、採暖槽等の設備の中の水について	レジオネラ属菌の測定を行うこととしたこと。 また、その場合の基準値を不検出と定めたこと。	規定なし

編集後記

今年の冬は、暖かくセンター恒例の雪かきもほとんどなく過ぎ、春の光がまばゆく感じる季節となりました。桜も例年より早く開花しそうで本格的な春が待ち遠しい今日この頃です。

春の便りをのせて「公衛検カプセルNo.50号」をお届けいたします。

編集委員

責任者

菊地成年
渡辺政弘
阿部喜一
鈴木京子
伊藤仁

当センターの登録・業務概要

○計量証明事業所 昭和61 宮城県登録第19号 濃度 昭和58 宮城県登録第48号 騒音 平成6 宮城県登録第5号 振動	水質（公共用水域、工場等排水）・底質・土壌等の分析、大気・騒音振動の測定
○飲料水水質検査機関 平成11 厚生省第4号 平成12 宮城県告示第235号	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○温泉成分分析機関 （昭和53 環境庁告示第3号）	温泉水の分析、掲示板の作成
○産業廃棄物分析機関 （昭和54 宮城県環境事業公社）	各種産業廃棄物の分析
○下水道水質検査機関 （仙台市下水道局ほか）	下水の水質調査
○環境アセスメント （平成8 宮城県環境アセスメント協会）	開発事業の環境影響評価調査
○作業環境測定機関 （平成13 宮城労働局登録4-11号）	事業所内のあらゆる環境調査
○室内空気の汚染調査	ホルムアルデヒド他各種成分
○その他の公益事業	講習会開催、情報誌発行、研究助成、環境公害の相談

表紙 写真提供 柴田町商工観光課

財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号 TEL (022) 391-1133
FAX (022) 391-7988